

寒川町条例第9号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4章中第8条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に50銭未満

の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)

第8条の3 前条第1項の期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、同条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 2 前条第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

- 3 前条第1項の期間において、同一の事由につき労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による休業補償給付及び休業給付を受けることができる者又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第20条第1項第1号中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

第25条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由がある場合においては、納期限後においても申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の2及び第8条の3の規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。